

道標 (みちしるべ) 第1405号

令和2年4月7日
校長 稲垣 達也

服 務 の 基 本

1 まず、働き方改革を確実に推進すること

なぜか？ ずっと無理を通して、際限なく仕事をしている状況がある。

結果 … 集中力の欠如 心身の不調 バーンアウト 過労死 etc

少なくとも、児童に寄り添った、心にゆとりある教育はできない。

その先には…、ミス、ヒヤリハット、服務事故につながることもある。

教員のゆとりが、人間を豊かにする、教育の質を高めることにつながる。

解決策はあるか … ある！ 確実にある！！ 仕事が増えても、ある！！！！

無いと思っている人には、無い！ ずっと無い！！

児童には、課題解決能力、問題解決力が大事だというが…教員は？

2 教育公務員としての自覚を持つこと

教員は他の職にない「範」が求められる職業である。すべてが「鏡」。

○ 教育公務員として 倫理観

→ 豊かな人間性と使命感が求められる。倫理観や規範意識等を
より一層高め、崇高な『使命を全うする』こと。

冊子の「子供たちのために 自分のために 家族のために」の真意は…。

3 絶対にしてはならないこと3つ 何が何でもダメ！！ 対応できません

○ 人として、人権尊重の理念

→ 児童に対する体罰や暴言はもちろん、職員室等で児童を
呼び捨てにしたり、見下すような会話をしたりしてはならない。

○ 教育公務員として、倫理観

→ 教育公務員として、職務上の義務とともに、身分上の義務がある。
後ろ指を指されるようなことをしてはならない。

○ 職業人として、法令遵守

→ 絶対にしてはならない 【隠蔽】と【改竄】

あっ、もしかして、と思ったら、1秒でも早く、大騒ぎすること！！

服 務 の 基 本 その2

1 サービスの根本

○地方公務員法 第三十条 (サービスの根本基準)

○東京都立学校職員服務規程 第二条 (サービスの原則)

職員は、全体の奉仕者としての職責を自覚し、法令、条例、規則その他の規程及び上司の職務上の命令に従い、誠実、公正かつ能率的に職務を遂行しなければならない。

職員は、自らの行動が公務の信用に影響を与えることを認識するとともに、日常の行動について常に公私の別を明らかにし、職務や地位を私的な利益のために用いてはならない。

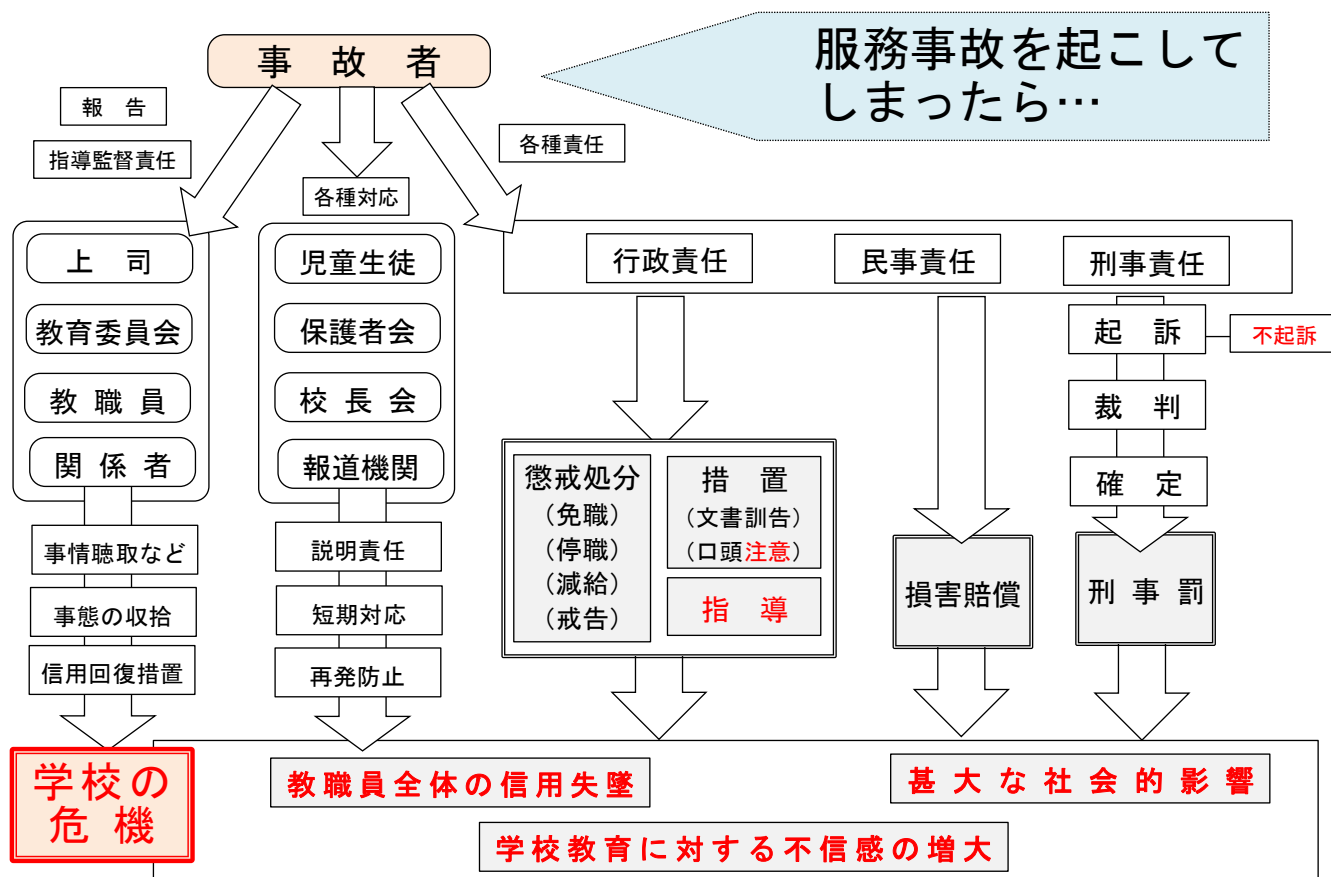
2 サービスの基本的事項

サービスとは、職務に服する職員が守るべき義務ないし規律をいい、教育公務員には、教育を通じて国民全体に奉仕する職務とその責任の特殊性に基づき、民間企業従事者に比べると厳しい義務が課せられている。教職員のサービス義務には、職務上の義務と身分上の義務がある。

【職務上の義務】

— 地方公務員法 —

- ① 宣誓の義務 (第31条) → 職員は、条例の定めるところにより、サービスの宣誓をしなければならない。
- ② 法令・職務命令に従う義務 (第32条) → 職員は、その職務を遂行するに当たって、法令、条例に従い、且つ上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。
- ③ 職務専念義務 (第35条) → 職員は、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、なすべき職務にのみ従事しなければならない。



道標 (みちしるべ) 第1407号

令和2年4月9日
校長 稲垣 達也

令和2年度当初 服務事故防止研修 昭島市立富士見丘小学校

<校長講話>

- 新年度のスタートにあたり
- 教員としての使命感をもって
- 服務事故ゼロを目指して

校内規程等の適正な実施

- 個人情報安全管理基準の確認
- 個人情報の外部への持ち出し基準
- U S B等の使用基準の確認
- 保健調査票や成績表等の管理方法
- 通勤届と通勤方法の確認
- 指導要録等の保管方法
- 学校徴収金取扱規程 等

体罰や不適切な指導の防止

- 児童・生徒の気持ちに寄り添う指導
- 複数体制による指導
- 感情をコントロールし、根気よく対応
- 保護者との密な連携
- 管理職、主幹教諭、主任教諭への報告・相談

★使命を全うする！ 8 ページ

個人情報の不適切な取扱いの防止

- 個人情報を扱うことの責任
- 本校のルールへの遵守
- 互いに声をかけ合い確実な受け渡し
- 持ち出し禁止の個人情報、許可を得れば持ち出し可能な個人情報の確認
- 施錠できる場所での確実な保管

★使命を全うする！ 6 ページ

わいせつ行為やセクシュアル・ハラスメントの防止

- 校内で死角となる場所の確認
- 1対1の個別指導を避ける
- 生徒や保護者とのSNS等での連絡に関するルールの確認（原則的に私的なやりとりは禁止）
- 児童・生徒や保護者からのセクハラ等の相談窓口

★使命を全うする！ 2 ページ、5 ページ

教職員の主な非行に対する標準的な処分量定の改正

- 法律・条例に触れるわいせつ行為等は、免職
- 着衣の上から身体に触れる性的行為**、メール等で性的行為の誘導、誘惑を行った場合等は、免職・停職
- 新たな項目の追加（「公文書偽造・変造」「不正プログラム等の利用」「危険ドラッグを所持・使用した場合」等）
- 「通勤手当の不正受給等」「個人情報の不適切な取扱い」「交通事故、交通違反」「傷害、暴行」「占有離脱物横領」等は、標準的な処分量定を、平成28年4月1日以降に発生した事故から、より厳格に運用

服務事故を起こした場合の影響

- 懲戒処分の実名公表の影響
（家族や親族にまで及ぶ影響）
- 学校でのマスコミ対応
- 児童や生徒、保護者への信用失墜



社会規範や法令遵守の徹底